

米国再輸出規制「新規パターン①」の「画期性」

第一輸出管理事務所 米満啓

1. 要約

9月6日付 CISTEC 解説（最近の米欧、中国の輸出管理・経済安全保障規制動向等と留意点 <https://www.cistec.or.jp/service/uschina/51-20220906.pdf>）の「留意点4」が紹介した米国規制の「新規パターン①」について所感を述べたいと思います。

記事が「新規パターン①」として挙げているのは次の2つです；

- EAR「一般禁止事項 10」の厳格適用+DPL 掲載
 - ・「一般禁止事項 10」では、EAR に違反して輸出・再輸出された品目について、その違反を知り又は知りうるにもかかわらずサービス・関与を行うことを禁止。
 - ・違反品目の例示リストを公表して、これにサービス・関与を行う企業を悪質な EAR 違反として、DPL (Denied Persons List) に掲載。^{*1}
- ※ 当初、米国製航空機を EAR のロシア・ベラルーシ向け規制違反品目例として公表したが、その後、再輸出規制該当（デミニミス・ルール 25%超該当）の航空機にも拡大した。運航だけでなく、離発着、保守、給油も「関与」になり得る。
- EntityList 掲載企業に対して EAR 対象外品目を非米国から輸出した企業を、バックフィル取引関与として EntityList に掲載

*1 具体的には、過去にロシア・ベラルーシ向けで輸出された米国製航空機を個別の機体ベースで「これは違反品目です」と名指しで公表し、当該機体向けのアフターサービス提供を GP10 違反行為と宣言。

…この航空機関連の詳細については

https://www.cistec.or.jp/service/zdata_russia/20220427.pdf の「注目点8」参照

上記2パターンのうち、9月6日記事がより注目しているのは**後者**のようです。

従来は、EAR 対象品目が規制対象だったものを、「一般禁止事項 10」を活用するだけでなく、遂に EAR 対象外品目を非米国から輸出した企業を、バックフィル取引関与として EntityList に掲載したことは、エポックメイキングなものとなった。（9.6 記事より引用）

多くの読者も後者に強い印象を受けたかと思います。「EAR 対象品外品目の非米国企業による輸出がペナルティの対象=違反？ 我々も気をつけなくちゃ！」と。

しかし私は違うと思います。**後者 (Entity List 掲載)** は驚くに足らず、むしろ**前者 (航空機の場合)**こそエポックメイキングな出来事というのが、私の考えです。

2. EAR 対象外品目を非米国から輸出した企業に対する Entity List 掲載のあらまし

後者の「注目点」について、リストに掲載されたのは次の6社。6月30日のFederal Register (FR) で公表されました。

Connec Electronic Ltd.
King Pai Technology Co., Ltd.
Sinno Electronics Co., Ltd.
Winninc Electronic
World Jetta (H.K.) Logistics Limited
Promcomplektlogistic Private Company

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-06-30/pdf/2022-14069.pdf>

FRによるとこの6社は、ウクライナ侵攻開始前からロシアの問題ユーザーと取引があり、侵攻後も取引を続けたことから「This activity is contrary to U.S. national security and foreign policy interests under § 744.11(b) of the EAR.」として Entity List 掲載に至ったとのこと。

CISTEC 記事は「EAR 対象品目の供給が掲載理由ではなかったらしい」ことに注目。読者に「EAR 対象外品目でもバックフィル取引という処罰対象行為になりうる。さては新種の規制か」という印象を与えているように感じます。

もしそのような印象を持った読者がいるなら「それは間違い」と私は申し上げたいと思います。論点は次の通り

- ・ Entity List 掲載の6社の行為は違反とは別種
- ・ 「新種の規制」ができたわけでもない
- ・ 違反と Entity List 掲載とは直接の関係なし（違反とつながるのは DPL 掲載）
- ・ 「バックフィル取引」とみなされる取引があった場合の米当局は「まず指導・要請」からつまり日本企業が、EAR 対象外品目の取引なのにいきなり「違反だ、Entity List 掲載だ」とやっつけられる目はないだろうということです。詳しくは次節で。

3. 「6社掲載」の制度的考察

3-1 米当局 (BIS) は「6社」の行為を EAR 違反とはしていない

まず「EAR 対象品外品目の非米国企業による輸出」が米国法違反でないこと、そもそも米国法の対象外であることを見失ってはいけません。ではあの「6社」はなぜ Entity List に掲載されたのか、とみなさん思いますよね。

6月30日のFRが述べているのは「米国の国策に反する」ということのみです。「国策に反する」行為・存在も、そして違反が理由でない Entity List 掲載の事例も無数にあります。たとえばどこかの国の指導者だって、そうだと言えるかもしれません。でもそれは米国法の違反ではありません。国が違えば国策だって違って当然ですから、それが米国と衝突するのも十分ありうることです。それを違反とは言いません。

ちょっと極端な例ですが、中国かどこかの研究機関がミサイル開発を、米国の技術にも製品にも頼らず完全に自力で進めていたとします。当然、それは EAR 違反ではありませんが、米国の国策には反するかもしれないわけです。あるいは北朝鮮系の貿易会社が「強盛大国建設に貢献」しているなら (EAR 対象品の取り扱いがなくても) それだけでアブナイ存在と考える人は少なくないでしょう。今回の「6社」もそういうことではないでしょうか？

3-2 「バックフィル取引」という規制項目が新設されたわけではない

3-1でも述べたように、「6社のEntity List掲載」にあたり、BISは規制違反とは述べていません。もし違反とする規則があったなら、FRでもその点に触れていた筈です。

もちろん「バックフィル取引」は米国にとり利敵行為ですから、好ましくないのは当然です。しかし「好ましい・好ましくない」は「違反かどうか」とは全くの別物なので混同してはいけません。

私は「バックフィル取引」を勧めているわけではないので、くれぐれも誤解しないで下さい。そのことは、このあとの説明を読んでいただければわかります。

3-3 違反とEntity List掲載とは直接の関係なし

リスト掲載の基準は§744.11(b)で述べられています。米国の安全保障・外交政策に反する行為への関与（過去・現在及び将来の重大リスクを含む）が対象とされています。

3-1で述べたように、その中にはEAR違反に当たるケースもあればそうでないケースもありますが、ここでは違反について考えてみましょう。

通常、米国や日本の企業が違反した場合の措置は、次の順で進められます。

違反⇒（罰金など一過性の）処罰⇒（悪質なら）数年間輸出特権剥奪（DPL掲載）

DPLとは御存じの通り「輸出特権をDenyされた連中」のリストです。EAR対象品の輸出はダメですが、米国内で購入・消費するのは認められています。（もし米国で生活する人なら、生活物資が買えないと死んでしまう）このことから**DPLに掲載されるのは原則として輸出側（コッチ側）で問題を起こした連中**であることがわかります。

（あくまでも「原則として」の話なので、例外というか紛らわしい事例はあります。例えばロシアは「アッチ側の国」ですが、最近多くの同国航空会社が米国法違反企業としてDPLに掲載されています。）

ではもし米国の息がかからぬ「アッチ側の国」でやられたらどうなるか？ 相手がアッチ側では、処罰を宣告しても実効性に欠けます。そこで「あいつらとは付き合うな」と身内に要求する意味で**Entity List**に載せるわけです。重要なことなので繰り返します。**Entity List**はアッチ側の問題児のためのリストなのです。

（紛らわしい事例はここにもあります。ZTE＝中興通説は罰金＋Entity Listの二重制裁を過去に受けています。その後Entity Listから削除されましたが）

また趣旨から推測される通り、掲載者に米国人・米国企業はありません。

3-4 「バックフィル取引」はどうなるか

3-2 で私は、「バックフィル取引という禁止項目」が新設されたのではなかろうと述べました。また 3-3 で、Entity List は「アッチ側の問題児」を制裁する手段とも述べました。つまり「6社」の Entity List 掲載は、「アッチ側の（違反とは別の）好ましくない行為をした企業」の制裁だった、と言いたいわけです。

では同じことを「コッチ側の企業」がやらかした場合はどうなるのでしょうか？

「アッチ側」企業との相違は、いうまでもなく「米国政府の影響力が及ぶ」ところにあります。

したがってもし「違反ではないが好ましくない」と見なされる取引があった場合、米当局はまず当事者に何らかのはたらきかけを行うことでしょう。違反でない以上、処罰はできないのでまずは遺憾の意を表明し、次いで是正を要請するかと思います。（外国企業の場合はその国の政府を通じてかも） にもかかわらず当事者が「ウチは米国の権限外なんだから勝手にするぜ」と頑張るようなら、当事者へのはたらきかけは断念。その企業を「アッチ側の存在」と見なし、「コイツとは付き合ふな」というお触れを出す＝Entity List 掲載へと進むことでしょう。

好ましくないと判断⇒遺憾表明・是正要請⇒（聞く耳持たぬなら）EL 掲載

要点は、「コッチ側の企業」でありながら EL 掲載になるとすれば、それは米国からの是正要請を振り切って頑張ってしまうケースだろうということです。

したがって、事前に米国側から何のアプローチもなかったのに、いきなり「バックフィル取引のカドで EL 掲載」という展開の可能性は低い、と私は考えるのです。

なお最前も申しましたが、私は「バックフィル取引」OK とは毛頭思っておりません。米国政府が不可とする取引とわかっていれば、もちろんやめておくべきです。また、そもそも何が「バックフィル取引」なのかは主観が入る問題ですが、だからといってギリギリの取引を繰り返してどの線から米国政府が怒り出すのか試すのも愚かな振舞いです。

ともあれ、あらためて以下の点を強調しておきたいと思います。

- ・「6社」は EAR 違反のカドで Entity List 掲載されたのではない。米国策に反する「アッチ側の組織」として、現行の制度枠組みの中での措置である。
- ・日本企業が EAR 対象外品を納入するのは EAR 違反ではない。
- ・「バックフィル取引規制」という制度ができたわけでもない。
- ・「バックフィル取引」の客観的基準・定義は不明な中、自社の取引が米国の国策に沿わぬことがあるかもしれないが、その場合はまず何らかのアプローチが来るはず。

以上から、本件のどこがエポックメイキングなのか私には全く理解できないのです。

4. なぜ前者（航空機の件）はエポックメイキングなのか

端的に言えば、それは「一般金事項 10 (GP10) の厳格適用」ではなく、「新たな拡大適用」だからです。

そもそも一般金事項 10 (GP10) とはどんな内容なのかをまず押さえておきましょう。

【一般禁止事項 10 の概要】： 輸出・再輸出された又は輸出・再輸出されようとしている EAR 対象品目に関し、輸出管理法令 の違反が発生したこと又は発生することを知り又は知りうる場合は、いかなる者も、当該品目 の全体又は一部につき、販売、移転、輸出、再輸出、融資、注文、購入、移転、隠匿、保管、使用、貸与、処分、輸送、配送その他のサービスを行うことは禁止される。適用できる許可例外はない。

(4月27日解説 https://www.cistec.or.jp/service/zdata_russia/20220427.pdf より)

つまりは、当初の輸出が違法だったことを知りながら、その後にメンテなどのサービスを提供するのは、違法輸出をサポートするに等しいからダメ、ということでしょう。

そのうえで BIS は、以前の航空機輸出案件のうち「これらの案件は違法な輸出だったのだから輸出された違法な航空機のためにサービスを提供してはダメですよ」と宣言したわけです

今回、3月から4月にかけて EAR 対象の航空機計 153 機のリストを例示として公開し、これらが無許可で再輸出等行った場合だけでなく、EAR に違反して輸出・再輸出された品目について、その違反を知りうるにもかかわらず行うサービス・関与の全ても一般禁止事項 10 によって禁止され、許可必要である旨が警告された。(4月27日解説より)

では「これらの違法な輸出案件」の航空機とはどういうものか？ たとえば 3月18日発表 <https://www.commerce.gov/news/press-releases/2022/03/commerce-department-identifies-commercial-and-private-aircraft-exported> の表には 100 機が掲載されています。表の冒頭 (2 機分) を見てみましょう。

Owner or Operator	Tail Number	Serial Number	Aircraft Type
Abramovich, Roman	LX-RAY	6417	G650ER
Aeroflot	VQ-BFK	65308	777-300 (ER) (B77W)

さてここで肝心なのは、石油富豪アブラモヴィッチ氏へのガルフストリーム G650ER、アエロフロートへのボーイング 777-300(ER)の納品が違法なものだったならば、「違法な輸出」を最初に行った連中（ガルフストリーム社やボーイング社？）の処罰から始めるべきだということです。おそらくそんな処罰はできないでしょう。輸出当時としては合法だったと思いますから。

すると「当初の輸出が違法だったから」という大前提が崩れるのではありませんか？ であれば、それらの案件に GP10 を適用するのは論理的に不可能でしょう。それなのに CISTEC は「GP10 の厳格適用」などとさえずっている。どうしちゃったんでしょうね。

ではどう考えればよいのでしょうか？

今回の措置は既存規定により「当初の輸出が違法だったからサービスを禁ずる」のではなく、新たに「BIS が別途ダメだとリストアップした航空機のサービスは不可」という規制を始めたと見るのが妥当だと思います。これは全くの新方式の規制です。

十分にエポックメイキングな出来事だと思いませんか？

(2022.11.11)